

26（公財）長野県農業開発公社	
改革方針	事業の効率化
主な見直し・対応予定	—
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当公社は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、長野県知事が農地中間管理機構として指定し、農地の利用集積・集約化を目的として、農地中間管理事業及びその特例事業（農地売買支援事業）を実施している。</p> <p>農地の利用集積・集約化により、農業の経営規模拡大、農地の集団化、新規就農者の農地確保支援、遊休農地の活用促進などを推進しているが、こうした業務は「地域や農家からの信頼」がなければ実質的には遂行できないものであり、現状では当該公社以上に有益な業務を行える機関は無い。</p> <p>また、「農業経営基盤強化促進法」の改正により市町村が策定することとなった「地域計画」については、策定や実践支援にあたり当公社の農地集積のノウハウが生かされると期待されている。</p> <p>さらに、同改正により「農用地利用集積促進事業」が廃止され、農地の貸借の仕組みが「農地中間管理事業」に統合されたことから業務量の増加が見込まれ、今後の農業政策の変化に対応しつつ持続的な運営ができるよう、中長期的な視点に立った人材育成を図りながら、更なる事業の効率化に取り組む必要がある。</p> <p>県としては、公社が実施する農地中間管理事業及び農地売買支援事業が、今後の長野県農業における農地の利用集積・集約の推進に欠かせないものとの考えから、公社事業の効率化を前提としつつ、必要な財政支援を行うこととする。</p>
改革実施による効果	事業の効率化
改革実施における留意点	—